

柱上変圧器の不適切な取扱いに係る経済産業省への報告について
(経済産業省からの報告徴収への報告)

2024年11月5日
関西電力送配電株式会社

当社において、過去に柱上変圧器にかかる不適切な取扱いがあったことが、コンプライアンス相談窓口への相談を契機に判明し、経済産業省から電気事業法※に基づく報告徴収を受領しました。

[\(2024年10月3日お知らせ済み\)](#)

当社は、本事案の概要、発覚に至るまでの経過、発覚後の調査等により判明した過去からの経緯、発生原因、再発防止策及び電気事業法等の法令遵守状況について取りまとめ、本日、経済産業省に報告しました。

コンプライアンス上、不適切な取扱いがあったことについて、重く受け止めており、改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、監督官庁のご指導を賜りながら、社外弁護士等で構成された関西電力のコンプライアンス委員会による、客観的な調査、原因究明を実施するなど、引き続き、コンプライアンスを重視する組織風土の醸成に全力を尽くしてまいります。

※電気事業法第106条第3項

以 上